

「福井女子中学生殺人事件」再審開始決定に関する会長声明

2024（令和6）年10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部は、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第2次再審請求事件（請求人前川彰司氏）について、再審開始決定をした。

本件は、1986（昭和61）年3月、福井市内で女子中学生が殺害された事件である。前川氏は事件発生の1年後に逮捕されたが、その犯人性を裏付ける客観的証拠はなく、逮捕以来一貫して無罪を主張している。

確定審第一審（福井地方裁判所）は、変遷を重ねる関係者らの供述の信用性を否定し、1990（平成2）年9月26日、無罪判決を言い渡した。ところが、確定審控訴審（名古屋高裁金沢支部）は、控訴審でも変遷した関係者らの供述が「大筋で一致」するとしてその信用性を認め、1995（平成7）年2月9日、逆転有罪判決（懲役7年）を言い渡し、この有罪判決が最高裁で確定した。

日弁連は本件を支援事件として取り組み、2004（平成16）年7月、第1次再審請求を申し立てた。再審請求審（名古屋高裁金沢支部）において関係者らの供述調書の一部などが開示された結果、関係者らの供述の著しい変遷がより一層明らかになり、2011（平成23）年11月30日、関係者らの供述の信用性が否定され再審開始決定がなされた。

以上の経過を見ると、確定第一審では無罪判決が、さらに上記再審開始決定がなされた。すなわち二つの裁判体で、本件の有罪性が否定されていたのである。ところが、再審異議審（名古屋高裁）は、2013（平成25）年3月6日、新証拠はいずれも旧証拠の証明力を減殺しないとして再審開始決定を取り消し、この判断は特別抗告審でも維持された。

2022（令和4）年10月14日、前川氏は第2次再審請求を申し立てた。弁護団は新証拠として、関係者らの供述の信用性を弾劾する供述心理鑑定や、行動経過の認定（血をつけた状態で車に乗り複数箇所を移動したと認定）を弾劾するルミノール鑑定などを提出した。また、三者協議において検察官に証拠開示を求め、裁

判所の訴訟指揮もあり、警察保管の捜査報告メモを含む計287点の証拠が新たに開示された。さらに、本再審請求審において、確定審の第一審と控訴審とで供述を変遷させた関係者の証人尋問が実施された。

本決定は、これらの新証拠や証人尋問の結果を踏まえ、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に従い、新旧証拠を総合評価した上で、確定判決において有罪認定の根拠とされていた関係者らの供述の信用性を否定し、「請求人が本件殺人事件の犯人であることについては合理的な疑いを超える程度の立証がされているとは認められず、請求人を犯人であると認めることはできない」として、再審開始を認めた。

また、本決定は、本再審請求審で開示された新証拠により、確定審当時の担当検察官が前川氏の無罪を裏付ける方向の重要な事実関係を認識したにもかかわらず、それを明らかにしなかったことについて、「不利益な事実を隠そうとする不公正な態度があったことを推認されても仕方がなく、「公益を代表する検察官としてあるまじき、不誠実で罪深い不正の所為」であり、「適正手続確保の観点からして、到底容認することはできない」として厳しく非難した。

当会は、裁判所が再審における証拠開示や事案の解明に向けて積極的な訴訟指揮を行なったこと、そして本決定において新旧両証拠を総合評価して適切な事実認定をしたことを高く評価する。他方、確定審以来、証拠開示について消極的な姿勢に終始し、事実の解明及びえん罪被害の救済を阻んできた検察官に対して、真摯な反省を求める。

当会は、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止及び再審請求審における手続規定の整備を含む再審法改正の速やかな実現を目指し、全力を尽くす所存である。

2024（令和6）年11月13日

旭川弁護士会

会長 大 箸 信 之